7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

健やかで心豊かな成長を

子どもたちの健やかで心豊かな成長は、全ての人々の願いです。市は、フォーラムや青少年野外活動事業、相談業務など、地域と一体になってさまざまな取り組みを進めています。
問合せは青少年施策推進課（0798・35・3429）へ。

青少年問題フォーラム

あなたは子どもたちのサインを見逃していませんか。
西宮市青少年育成推進本部などは、「西宮市青少年問題フォーラム」を開催します。
講師は、「極道の妻たち」や「私を抱いてそしてキスして～エイズ患者とすごした1年の壮絶記録」などの著書で知られる作家の家田荘子さん。「わたしたち大人ができること～子どもたちのサインを見逃さないで」をテーマに語ってもらいます。
青少年を守るために、何ができるのかを一緒に考えませんか。在勤・在学者可。入場無料。手話通訳・要約筆記あり。
【日時・会場】7月14日(木)午後1時半からプレラホール
【定員】300人　※託児あり（対象は2歳以上。定員あり。要申込）
【申込】ハガキかEメールに「フォーラム参加希望」、住所、氏名（ふりがな）、性別、電話番号を書き、7月1日（必着）までに青少年施策推進課（〒662－0855江上町3－40 ✉vo_seitai@nishi.or.jp）へ。多数の場合抽選（結果は申込者全員に通知）

子どもに関する相談

市は、教育や子育てなど子どもに関するさまざまな相談を受け付けています＝左表参照。来所相談は事前に予約を。

		日程	電話番号
乳幼児の子育て相談 子育て総合センター（津田町3－40）	☎	月曜～土曜の午前9時半～午後5時半	0798・39・1521
家庭児童相談 児童・母子支援グループ（市役所本庁舎7階）	☎	月曜～金曜の午前9時～午後5時半	0798・35・3089
青少年相談 青少年補導グループ（江上町3－40）	☎	月曜～金曜の午前9時～午後9時	0798・22・8080
	来所	月曜～金曜の午前9時～午後5時	0798・35・3874
教育相談（※） 特別支援教育グループ（神祇官町2－6）	☎	月曜～金曜の午前9時～午後5時	0798・67・7562
	来所		0798・67・6860

（※）特別支援教育に関する相談は、（0798・67・6885）へ

男女が共にいきいき暮らせる社会の実現を
ウェーブを利用しませんか

男女共同参画センターウェーブは、女性と男性が性別にかかわらず、あらゆる分野で個性を発揮していきいきと生きることができる「男女共同参画社会」の実現を目指す拠点施設です。平成23年度は「表現」を年間テーマに事業を展開します。

男女共同参画センターウェーブ
〒663－8204 高松町4－8
プレラにしのみや4階
TEL:0798・64・9495
■開館時間 午前9時～午後10時
■休館日 12月29日～1月3日

ウェーブには学習室や図書・資料コーナー、女性のための相談室などがあります。
♣学習室　グループでの学習や会議などで利用可。全5室（定員8人～45人）。要利用料。要登録
♣図書・資料コーナー　男女共同参画に関する図書や雑誌、ビデオ（DVD・VHS）を貸出。貸出は、月曜～土曜（祝日を除く）の午前10時～午後5時15分。図書・雑誌は1人5冊まで、2週間以内。ビデオは1人1本、1週間以内。要登録
♣女性のための相談室　女性の悩みや問題に対して、女性カウンセラーや弁護士が応対＝下表参照。相談無料。秘密厳守

6月23日～29日は
男女共同参画週間
「チャンスを分かち、未来を拓こう」
ウェーブでは、講演会や啓発パネル展、関連図書の企画展示を行います。ぜひご来場ください。

♣女性のための相談室

	実施日程	備考
電話相談	月・木曜（祝日を除く）の午前10時～正午、午後1時～4時	専用電話《0798・64・9499》へ
面接相談	火・水・土曜（祝日を除く）の午前10時～正午、午後1時～4時半	予約は月曜～土曜（祝日を除く）の午前9時～午後5時に専用電話《0798・64・9498》へ
法律相談	第3金曜（祝日を除く）の午後2時～5時	

インフォメーション

◆市から

児童扶養手当 一部支給停止について

児童扶養手当は、受給開始から5年経過時などに、対象月から半額が支給停止になります。対象者に個別通知しているので6月30日までに「一部支給停止適用除外事由届出書」等を提出してください。提出がない場合、平成23年8月分以降について、手当が減額されます。
問合せは子ども手当グループ（0798・35・3190）へ。

介護保険料 鳴尾支所で個別説明会

市は、65歳以上の被保険者に6月中旬に送付した「平成23年度介護保険料決定通知書」にかかる個別説明会を開催します。
決定通知書の内容説明や保険料の納付相談などを行います。同通知書を持参のうえお越しください。
問合せは介護保険グループ（0798・35・3313）へ。
【日時・会場】6月30日(木)の午前10時～正午、午後1時～4時に鳴尾支所で

特に教育的配慮を要する 幼児の就園相談

教育委員会は、平成24年度の市立幼稚園入園希望者を対象に、「特に教育的配慮を要する幼児の就園相談」を行っています。申込は各幼稚園で受け付けています。
問合せは特別支援教育グループ（0798・67・6885）へ。

特定疾患医療受給者証 更新申請を受付

市は、「特定疾患医療受給者証」の更新申請を、7月1日～9月30日に保健所、各保健福祉センターで受け付けます。
対象者に申請書を6月末に送付します。引き続き同受給者証の交付を希望する人は、申請してください。申請書が届かない人は保健所健康増進グループ（0798・26・3669）に問合せを。

◆工業見本市等出品事業補助金　平成23年度中に交付申請予定の事業者は、産業振興グループ（0798・35・3169）へ申し出てください。予定件数に到達次第終了します。詳しくは、市のホームページ「事業者向け情報」の中の「産業振興」の「企業の研究開発支援」をご覧ください

◆6月1日付けで認知症対応型通所介護事業者を指定　指定事業者は認知症対応型デイサービスセンターレインボー西宮（上田西町3－28☎0798・43・5450）。問合せは介護保険グループ（0798・35・3152）へ　※利用申込など詳しくは事業者へ問合せを

◆殺虫剤の小分け・配布はやめましょう　殺虫剤などの小分けや配布は、誤飲や誤使用などを招く恐れがあり、極めて危険な行為です。問合せは保健所保健総務グループ（0798・26・3682）へ

◆官公署から

子どもの人権110番

6月27日～7月3日は「子どもの人権110番強化週間」です。神戸地方法務局等は、「いじめ」、体罰、児童虐待等、子どもの人権問題について電話相談（0120・007・110）を行っています。相談無料。秘密厳守。
問合せは神戸地方法務局西宮支局（0798・26・1302）へ。
【相談受付】6月27日(月)～7月1日(金)…午前8時半～午後7時▽7月2日(土)・3日(日)…午前10時～午後5時

◆阪神本線連続立体交差事業（鳴尾工区）における仮上り線への切替　7月9日(土)から甲子園駅～武庫川駅の上り線を仮上り線に切り替えます。問合せは県西宮土木事務所（0798・39・6132）へ

◆ゴルフ場利用税は県や市町の貴重な財源です　ゴルフ場利用税は、収入の7割がゴルフ場が所在する市町の地域振興に役立てられています。問合せは県西宮県税事務所（0798・39・1528）へ

◆その他

◆西宮市土地開発公社の名塩さくら台宅地（43区画）分譲　申込方法など詳しくは同公社（市役所東館8階）、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布しているパンフレット、または市のホームページ「くらしの情報」の中の「宅地分譲」をご覧ください。問合せは西宮市土地開発公社（0798・34・7262）へ

広告

生徒募集！心理カウンセラー養成講座

おもしろ心理学セミナー

心理カウンセラーになりたい！心理学に興味がある！
自分の心を知りたい！どなたでもご参加いただけます。
まずは体験コースへどうぞ…参加費2,100円（要予約）

体験コース開催（2時間）参加費 2,100円

開催日	時間	場所
7/8(金)	10:00～	西宮本校(下記住所) JRさくら夙川駅より徒歩3分 阪神西宮駅より徒歩5分
7/9(土)	10:00～	

※ご都合の良い日時をいずれかひとつ選び、下記までお電話でご予約下さい。

～これまでに養成講座に参加された皆様へ！～
『養成講座　10周年記念イベント』を開催！
日時：11／20（日）場所：神戸　詳細はお問い合わせ下さい。

NPO法人総合福祉カウンセリングセンター
本部本校　西宮市産所町14－5 ニュートンビル4F
☎0798-38-5582
TOTAL RECALL
http://www.sf-counseling.org　福祉カウンセリング　検索

広告

債務整理

誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら
◎任意整理　消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債務額を確定し、その支払い方法（月々の返済額、支払い回数）の和解交渉をいたします。
◎個人再生　資産等を処分せずに、3年程度の期間に支払い可能な一定の金額を返済すれば債務が免除される手続きです。
◎自己破産　資産も無く多重債務で支払っていける目途も立たない場合は、裁判所での決定により債務の責任を免除されます。

過払金返還請求

◎「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費者金融等への過払金（払いすぎ利息）は返還請求することができます。
◎最近、契約書を書き換えて、金利が18％以下になったとしても以前の取引が「利息制限法」を超えるのであれば可能です。
◎現在、全額返済して残高は0（ゼロ）になっている方も、完済後10年以内であれば返還請求は可能です。

司法書士
山村直子

相談料…30分 1,050円 司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

債務整理費用（税込）	
着手金	1社 21,000円
解決金	（18%以下の取引等）1社 21,000円
減額報酬	経済的利益の10.5%
過払金報酬	経済的利益の26.25%以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。	

山村直子 司法書士
■兵庫県司法書士会 第1682号
■簡裁代理認定 2004年3月1日 第212355号
兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

あずさ司法書士法人
―神戸オフィス―
神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
http://www.azusa-office.jp
TEL.078-958-6070
受付時間／AM10:00～PM7:00